

されるものに限る。)を要返還額から控除して差し支えないとされているが、審査請求人が遺失届を提出した事実は確認できるものの、その額については証明されておらず、これに該当しないと判断した。

- (2) 親族や知人からの借金返済が審査請求人の「自立更生のためのやむを得ない用途」には当たらないと判断したため、費用返還等の取扱いに係る課長通知において、自立更生のためのやむを得ない用途に充てる場合は返還額から控除しても差し支えないとされていることについて、審査請求人には説明していない。
- (3) 審査請求人より、入院給付金については、保護開始前の親族や知人からの借金の返済に充てたこと及びその一部を遺失したことについて申立てがあったため、審査請求人に対して、本件保険金の全部又は一部を〇〇〇〇〇〇〇〇〇等の病気療養の経費及びこれに伴い必要となる生活費に利用したか、又は利用する意向があるかどうかの質問はしていない。

3 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人が保護開始後の平成〇〇年〇月〇〇日に本件保険金を受領したため、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のエの(イ)の「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定する」旨の規定等に照らし、受領した本件保険金額から8,000円を控除した162,120円について本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 審査請求人は、本件保険金の事務手続が遅くなったこと、また、法第63条の返還金は審査請求人自身知らないことなので本件処分に不服である旨を主張する。

しかしながら、生活保護の実施は、利用しうる資産その他あらゆるもの

を最低限度の生活の維持のために活用することが要件となっているところ、本件保険金は、審査請求人の保護開始時に判明していなかったとはいえ、保護開始時の利用し得る資産にあたり、受領した時点で所要の額を返還すべきものである。

また、処分庁は、審査請求人に対し返還について説明を行った上で、本件処分を行ったことが認められる。

そして、審査請求人が主張していた保護開始前の債務の弁済については、返還額の控除として差し支えない額とはならないものであり、以上から、本件処分が不服であるという審査請求人の主張は認められない。

- (3) 一方、本件処分に係る返還額について、処分庁は、審査請求人が平成〇〇年〇月〇〇日に受領した本件保険金170,120円から8,000円を控除した162,120円を返還額として決定している。

しかしながら、審査請求人の保護が開始されたのは平成〇〇年〇月〇〇日であり、本件保険金の約款の提出がなく、実際の資力の発生日を断定することは困難であるとしても、処分庁が資力の発生時点を審査請求人の入院日と認定し、返還額を決定したのであれば、8,000円控除を行うことは不相当であることが認められる。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めており、本件返還決定額について誤りのある可能性が認められるが、本件処分を取り消したとしても、本件保険金を資力として認定することには変わりはなく、その結果、処分庁が再度行う処分においては控除した8,000円は認定されないことになり、審査請求人の返還額が増額となることが予定される。

したがって、審査請求人にとって不利益な処分となる見込みがあるため、裁決による不利益変更を禁止する趣旨に鑑みるに当該裁決は成し得ることは困難となり、本件処分の取消しを求める本件審査請求は棄却せざるを得ない。

- (4) 他に本件開始決定に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年9月26日	諮問の受付
平成29年10月2日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月20日 口頭意見陳述申立期限：10月20日
平成29年10月3日	第1回審議
平成29年10月10日	審査会からの質問に対する処分庁の回答の求め
平成29年10月11日	審査請求人から主張書面の受領（平成29年10

	月 10 日付け)
平成 29 年 10 月 20 日	第 2 回審議
平成 29 年 10 月 26 日	処分庁から回答書の受領 (平成 29 年 10 月 26 日付け)
平成 29 年 11 月 6 日	第 3 回審議
平成 29 年 11 月 29 日	第 4 回審議
平成 29 年 12 月 20 日	第 5 回審議

第 5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第 4 条第 1 項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第 6 3 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- (3) 次官通知第 8 の 3 の (3) のオは、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」は、収入として認定しないこととされている。
- (4) 次官通知第 8 の 3 の (2) のエの (イ) は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入 (中略) については、その額 (受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。) が世帯合算額 8,000 円 (月額) をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。ただし、その対象から前記 (3) のオは除外されている。
- (5) 費用返還等の取扱いに係る課長通知には、法第 6 3 条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、次のとおり定めている。

1 法第 6 3 条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)

① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合

② (略)

③ 当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。)

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤・⑥ (略)

(6) 問答集問8の95では、「保護開始前の借金」について、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向つてその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。(中略)ただし、保護の実施機関の事前の承認を受けなかったことについてはやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付金が現にその者の自立助長に役立っていると認められるものについては、控除の途が開かれている。」とされている。

(7) 問答集問13の6の(4)では、「保護開始前の災害等により補償金(中略)、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となる。」とされている。

(8) 問答集問13の23では、「法第63条・法第78条と控除」の答として、

法第63条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合について、「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。」とされている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）及び回答書（以下これらを合わせて「本件記録」という。）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日から同年〇月〇日までの間、審査請求人は入院していた。
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (3) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人は同年〇月〇〇日に本件保険金170,120円を受領した旨の収入申告書を処分庁に提出した。
- (4) 処分庁は、平成〇〇年〇月〇日付けで、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)に照らし、受領した本件保険金額から8,000円を控除した162,120円について本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 判断

- (1) 本件記録によると、審査請求人は、前記2(3)のとおり、処分庁に収入申告書を提出した際、本件保険金は以前勤務していたA株式会社を契約者、審査請求人を被保険者として同社が契約していたものであり、同社による本件保険金請求手続が遅れたため、審査請求人は平成〇〇年〇月〇〇日にこれを受領し、その上で本件保険金の振込と同日に160,000円を出金したが、これは、入院したときに要した医療費が工面できず親族や知人から借金をするなどして医療費を支払い、その返済に本件保険金の一部を充てたためである等と説明している。
- (2) 本件保険金請求権の発生日が処分庁が主張するように審査請求人の入院日である平成〇〇年〇月〇〇日であるとすれば、保護開始時より資力があるものとして法63条の返還額決定の対象となりうる。ただし、本件保険金の請求権の発生日がいつであるかは、本件記録から必ずしも明らかでない。仮に請求権の発生日が保護開始後であれば、本件保険金は、次官通知第8の3の(3)のオ、及び次官通知第8の3の(2)のエの(イ)に従い、収入として認定されない取扱いもありうるところである。それゆえ、

法63条に基づき費用返還を決定する処分はその名宛人とされた被保護者に対する不利益処分であることから、保護実施機関は、同処分を行うにあたって、必要に応じて法第29条の調査を行うなどして、資力発生日がいつであるかを挙証資料でもって確定する必要がある。

しかしながら、処分庁は、この点に関する審理員からの質問（平成〇〇年〇月〇〇日付け）に対して、保険金支払いの発生日は、審査請求人の入院日である平成〇〇年〇月〇〇日となっているため、その日を資力発生時点と考えるが、約款等は提出を受けていないと回答するのみで、その主張を裏付ける挙証資料を提出しておらず、また本件記録にも、処分庁の主張を根拠付ける証拠等は存在しない。

ただし、問答集問13の6の(4)に照らすと、本件保険金は入院費用に対するものであって、特約のない限りそうした保険金の請求権は給付対象となる入院の日に生じるとみられること、また審査請求人から本件保険金請求権発生日の特約を示した約款等が提出されていないことに鑑みると、処分庁が本件保険金請求権の発生日を入院日である平成〇〇年〇月〇〇日と認定したことは、全く当を得ないということとはできない。

(3) 他方、本件保険金請求権の発生日にかかる処分庁の認定を前提としても、本件処分の当否を判断する上で、次の点が留意される。

まず、審査請求人に対して平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで開始された保護は、本件保険金にかかる入院を給付事由とするものではなく、また保護費は当該入院にかかる治療費を内容とするものではない。つまり、本件では、交通事故や災害等を契機として保護を開始された被害者又は被災者の有する損害賠償請求権又は保険金等の請求権が、法63条にいう「資力」に該当するとして費用返還義務が生ずるとされた事案（最判昭和46年6月29日民集24巻5号650頁参照）とは異なり、同一の事由に基づき保護請求権と保険金請求権の両方が発生し、いわば二重利得が生じる結果、両者の調整が問題となるような事案ではない。現に、本件処分により返還が求められている保護費は、生活扶助及び住宅扶助として支給されたもの（平成〇〇年〇〇月分の68,582円、及び〇〇月分の128,832円の合計197,414円）である。

第2に、処分庁が審査請求人から聴取したところによれば、審査請求人は、保護開始前の平成〇〇年〇月〇〇日から同年〇月〇日までの間の入院診療費は、親族・知人から援助・借金して支払い、その返済には受領した本件保険金を充てたと述べている。審査請求人からは借用証書又は借金の返済を裏付ける資料は提出されていないが、いずれにせよ、審査請求人は、入院していた医療機関に対して入院診療費の57,880円及び63,880円を実際に支払ったことが認められる（平成〇〇年〇月〇〇日付け領

査請求人は保護開始前にこれを入院診療費の支払いに充てることができたといえる。また、入院診療費の支払いを請求された審査請求人は、手持ちの現金が不足していたため、その支払いという用途に充てるために親族・知人に金銭を用立ててもらったとみることも不可能ではない。そうすると、処分庁は、保護開始時に資力があったものとして本件保険金の返還を求める以上、審査請求人が保護開始前に入院診療費を支払うために金銭をどのように工面したかという事情を含め、保護開始に至る審査請求人の具体的な生活状況を調査し、考慮することが求められていたといえることができる。

それにもかかわらず、処分庁は、本件処分にあたって、以上の点を調査し、考慮することなく、本件保険金の一部から借金を返済したという審査請求人の申立てに拘泥し、もっぱら費用返還等の取扱いに係る課長通知1の(1)の④の(エ)、及び問答集問8の95に依拠して、「過去の債務に対する弁済金を収入から除外することは認められない。」という理由で、本件保険金を法第63条に基づく返還対象として決定している(ただし、次官通知第8の2の(2)に基づき、返還額から8,000円を控除している。)

たしかに、ケース記録票からは、審査請求人が本件保険金の受領を申告してから本件処分を行うまでの間、平成〇〇年〇月〇日に、「入院給付金について、保護開始後の収入であるため返還対象となることを伝え控除してほしいと申し出ている点について、控除は認められないと考えるが検討する旨を伝えた。」との記録があるほか、控除の申出の件をSVと協議したことも認められる。しかしながら、上述した留意点について、処分庁がそもそも考慮したのか、また具体的にどのように考慮したのかは、ケース記録票を始め本件記録からは明らかでない。

- (4) 以上より、処分庁が本件処分にあたって本件保険金を法63条にいう「資力」とみなし、そのうち162,120円を返還額として決定したことは不当であるといえることができ、それゆえ本件処分は取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は、認容されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子